

全 員 協 議 会 資 料  
令 和 6 年 月 日

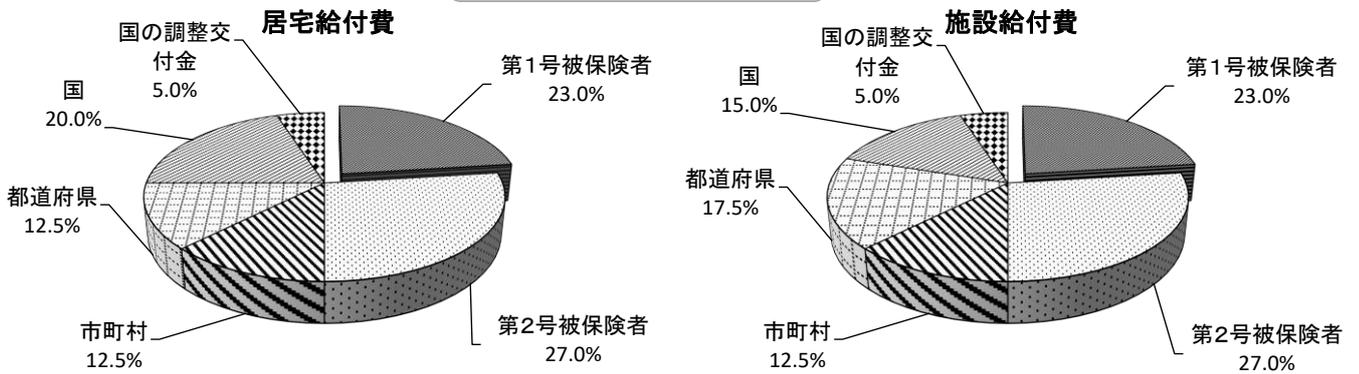
東大和市介護保険料の保険料率等の改定（案）に  
ついて

# 1 介護保険制度の財源構成

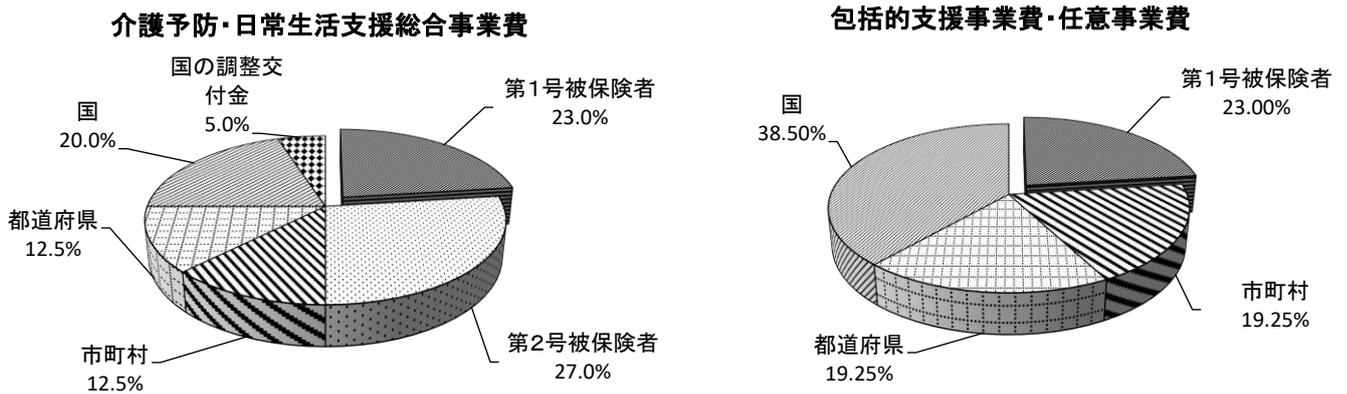
「東大和市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の計画期間（令和6年度から令和8年度まで）、以下「第9期計画期間」という。」における介護保険財源の負担割合は、標準給付費などの介護保険事業費については、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で負担し、残りの半分は被保険者から徴収する保険料を財源としています。

第1号被保険者の負担割合は、第8期と同様に、介護給付費の23%となります。

## 標準給付費の負担割合



## 地域支援事業費の負担割合



## 2 介護保険料の設定に影響をあたえる事項

第9期計画期間における介護保険料は、標準給付費見込額と地域支援事業費に、次の事項を踏まえて設定します。

### ①介護報酬改定等の影響

令和6年度介護報酬改定率は1.59%（介護職員の処遇改善分+0.98%、その他+0.61%）の増とされています。

### ②調整交付金

国の負担となる調整交付金は、後期高齢者数の人口における割合等の係数から交付率が決定されます。当市の交付割合は、約5.16%を見込んでいます。

### ③介護給付費等準備基金

介護保険の事業計画期間中に生じた決算剰余金は、市の介護給付費等準備基金に積み立てられます。基金残高は、令和5年度末時点で約8億6,600万円を見込んでいます。第9期計画期間では、このうち8億円を取り崩し、第1号被保険者の保険料軽減を図ります。

### ④公費投入による保険料の軽減

低所得者の介護保険料の負担軽減を目的として、市町村民税（以下「市民税」という。）が非課税の世帯である被保険者（所得段階の第1段階から第3段階まで）を対象に、引き続き保険料基準額に対する負担割合の軽減を行います。

第1段階から第3段階の保険料については、負担割合の軽減により、第8期計画期間と同額とします。

## 3 介護保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力を反映して段階別の負担割合を設定しています。第8期計画では、14段階での設定を行っていましたが、第9期計画では、国の所得段階の多段階化に伴い、市では16段階の設定を行います。

具体的には、第1段階から第13段階までは、国の所得段階、負担割合に準じて設定し、第8期計画の12段階から14段階までの所得段階を、第9期計画では第14段階から第16段階にスライドさせて設定します。

#### 4 第1号被保険者保険料基準額

保険料基準額は、保険料収納必要額を所得段階別負担割合で調整した、第9期計画期間中の第1号被保険者の延べ人数で除して求められます。

第9期介護保険料基準額（月額）	5,400円	（第8期 5,300円）
-----------------	--------	--------------

※（年額） 5,400円×12か月＝64,800円（第8期 63,600円）

#### 第1号被保険者の保険料基準額（算出内訳）

（単位：円）

項 目		第9期の合計
A	標準給付費見込額	22,554,858,101
B	地域支援事業費	1,385,599,880
B①	介護予防・日常生活支援総合事業費	822,188,610
B②	包括的支援事業・任意事業	563,411,270
C	第1号被保険者負担分相当額（＝（A＋B）×23％）	5,506,305,336
D	調整交付金相当額（＝（A＋B①）×5％）	1,168,852,336
E	調整交付金見込交付割合	5.16015％
F	調整交付金見込額（＝（A＋B①）×E）	1,206,291,000
N	市独自の保険料減免額	1,500,000
G	保健福祉事業費	49,530,000
H	保険者機能強化推進交付金等	60,000,000
I	介護給付費等準備基金取崩額	800,000,000
J	保険料収納必要額（＝C＋D－F＋N＋G－H－I）	4,659,896,672
K	予定保険料収納率	99.15％
L	収納率を踏まえた保険料収納必要額（＝J÷K）	4,699,845,358
M	第1号被保険者保険料基準月額 （＝L÷3か年の所得段階別加入割合補正後被保険者数72,503人÷12か月）	5,400

※数値や金額については、端数処理をしている場合があります。

## 第9期東大和市介護保険料の段階設定（案）について <第8期との比較>

◎基準額100円上げ：5,300円→5,400円

◎国の「標準」段階設定にあわせるため段階を2つ追加

第8期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
負担割合	基準額 × 0.301 (0.500)	基準額 × 0.490 (0.710)	基準額 × 0.697 (0.730)	基準額 × 0.886	<b>基準額</b>	基準額 × 1.150	基準額 × 1.264	基準額 × 1.508	基準額 × 1.678	基準額 × 1.848	基準額 × 2.018	基準額 × 2.188	基準額 × 2.358	基準額 × 2.528
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上の方
保険料月額	1,600円 (2,650円)	2,600円 (3,767円)	3,700円 (3,875円)	4,700円	<b>5,300円</b>	6,100円	6,700円	8,000円	8,900円	9,800円	10,700円	11,600円	12,500円	13,400円
保険料年額	19,200円 (31,800円)	31,200円 (45,200円)	44,400円 (46,500円)	56,400円	<b>63,600円</b>	73,200円	80,400円	96,000円	106,800円	117,600円	128,400円	139,200円	150,000円	160,800円

所得区分変更

第9期（案）	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階	第15段階	第16段階
負担割合	基準額 × 0.296 (0.455)	基準額 × 0.481 (0.681)	基準額 × 0.685 (0.69)	基準額 × 0.888	<b>基準額</b>	基準額 × 1.185	基準額 × 1.296	基準額 × 1.500	基準額 × 1.685	基準額 × 1.888	基準額 × 2.092	基準額 × 2.296	基準額 × 2.388	基準額 × 2.592	基準額 × 2.796	基準額 × 3.000
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1500万円以上の方
保険料月額	1,600円 (2,458円)	2,600円 (3,842円)	3,700円 (3,733円)	4,800円	<b>5,400円</b>	6,400円	7,000円	8,100円	9,100円	10,200円	11,300円	12,400円	12,900円	14,000円	15,100円	16,200円
保険料年額	19,200円 (29,500円)	31,200円 (44,200円)	44,400円 (44,800円)	57,600円	<b>64,800円</b>	76,800円	84,000円	97,200円	109,200円	122,400円	135,600円	148,800円	154,800円	168,000円	181,200円	194,400円

※第1～第3段階は公費（低所得者保険料軽減負担金）を投入し、負担軽減策を実施

※第8期計画の第9段階～第11段階が、第9期計画の第9段階～第13段階に細分化されることに伴い、所得段階が変更する場合があります。